

令和5年3月  
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和5年3月27日

令和5年3月総会議事録

開 会 期 日	令和5年3月27日(月)				
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室				
開議及び宣言者	午後1時35分 会長(議長) 金子茂雄				
閉議及び宣言者	午後2時53分 会長(議長) 金子茂雄				
議 長	会長 金子茂雄				
農 業 委 員 応 招 状 況					
1	恩 田 政 行	出 席	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況					
1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席
議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件 農業委員会法に基づく指針の決定について				
傍聴者数	なし				
<p>参 与</p> <p>●事務局出席者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉澤祐一 事務局長</li> <li>・村本亮 書記</li> <li>・馬場紫野 担当</li> </ul>					

---

[開会の宣言] 午後1時35分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年3月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

---

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

---

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。  
本日の定例総会の議事録署名委員は、2番・石井利幸委員、3番・小鷹隆石委員を指名いたします。  
お願いいたします。

---

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

### [諸般の報告]

#### ◎金子会長

日程第3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

農業委員会から委員として推薦され、会長を務めている鳥獣被害防止対策協議会では、3月4日から土日を中心に銃器を使用した捕獲事業を実施しており、本日が最終実施日となっております。

また、3月16日には埼玉県国保協議会の総会と研修会が開催され、それぞれ出席いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

#### ◎金子会長

ここで、議案第1号の説明を委員として行いたいので、会長職務代理の恩田委員と交代いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩 [午後1時37分]

---

再開 [午後1時38分]

#### ◎恩田職務代理

再開します。

金子会長に代わりまして、議案第1号の終了まで、私が議事進行を務めさせていただきます。

---

[日程第4、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について]

## ◎恩田職務代理

日程第4、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号1を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

## ◎書記

朗読します。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和5年3月10日受付。

資料番号1、大字小用[ ]、地目、田、面積、1,694 m<sup>2</sup>。譲受人 [ ]

[ ]。譲渡人 [ ]。

転用目的：太陽光発電施設。

面積合計、田、1,694 m<sup>2</sup>。農地区分：農業振興地域外・第2種農地。

## ◎恩田職務代理

この件につきまして、小用・大豆戸地区担当の金子農業委員よりご説明をお願いいたします。

## ◎金子委員

小用・大豆戸地区担当の金子です。

それでは、議案第1号、資料番号1の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は譲受人が土地所有者の譲渡人から所有権を移転して太陽光発電施設を建設するための申請です。

申請地については、小用地内の[ ]から[ ]へ下った、[ ]との境に位置する第2種農地で転用は可能な土地でございます。

昨年8月から10月の総会において審議をした太陽光発電施設の申請地と隣接している場所でございますが、本申請は事業者が異なる計画でございます。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

## ◎恩田職務代理

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の小用・大豆戸地区担当の宮崎委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

## ◎宮崎委員

小用・大豆戸地区担当の宮崎です。

では、議案第1号、資料番号1の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、

意見を述べさせていただきます。

当該農地のある区域では、以前は作付けが行われておりましたが、耕作者の高齢化等により遊休農地が増えていき、本申請地においても今後の耕作の予定が無いことから、譲受人により転用計画がされたと確認しています。

なお、事業計画の地元説明会については、昨年7月に参集方式により行われております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

### ◎恩田職務代理

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

### ◎書記

それでは、議案第1号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については金子農業委員から、また宮崎推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

添付させていただいた写真では上段3枚でございます。

写真を見ていただくと、現在は耕作されていない農地でございます。

周辺では既に太陽光事業の為の工事が行われておりますが、こちらの工事は昨年8月から10月に申請のあった3件の太陽光設置事業で、本申請とは異なる事業者によるものでございます。

本申請者は■■■■に本社のある太陽光事業者でございます。関東近県での事業展開を進めており、本町においても数か所の太陽光事業地がございます。

計画図面が資料番号1の10ページ及び11ページにございますが、造成は行わず、既存の畝等を利用し、雨水は敷地内浸透の計画となっております。

必要な浸透量は雨水計算により確認されております。

最後に、本申請における事業計画の遂行能力は、工事計画書、資金計画書、関係書類より実行性も判断されており、事業計画の詳細の縦横断面図及び土地利用計画図を始め、参考資料も提出されております。

資力信用でございますが、資金計画書に必要な資金確認書類により確認しております。

今回の農地法第5条第1項に基づく申請に関しましては、土地の状況や添付書類を含んだ書類を確認し、事務局といたしましては、特段問題ないと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

### ◎恩田職務代理

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

### ◎恩田職務代理

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。  
これより、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎恩田職務代理

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号1は許可相当とすることに決定いたしました。

◎恩田職務代理

議案第1号の審議が終了しました。ここで金子会長と交代いたします。  
暫時休憩します。

暫時休憩〔午後1時45分〕

---

再開〔午後1時46分〕

◎金子会長

再開します。

---

〔日程第5、議案第2号、鳩山町農業委員会「農地等の  
利用の最適化の推進に関する指針」の決定について〕

◎金子会長

日程第5、議案第2号、鳩山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定についての資料番号2を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

◎書記

それでは、議案第2号、資料番号2の、鳩山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について、説明をさせていただきます。

指針とは、地域の農地利用の最適化活動を進める為に目標等を定めているもので、農業委員会法第7条第1項の規程により、令和5年4月から法改正により、すべての農業委員会において指針の策定が義務付けられることとなります。

本町では、平成 29 年に指針を策定しておりますが、今回は「農業経営基盤強化促進法等の改正に伴う修正」と、「新たな目標値への見直し」を行い、指針を決定するものでございます。

「法改正に伴う修正」につきましては、資料番号 2 の 1 ページ目の【参考】に記載の通り、既に作成済みの市町村には修正が求められているところであり、国及び県から示された記載例等の内容に合わせて修正をしております。

「目標値の見直し」につきましては、6 ページに考え方をまとめてございますが、平成 29 年を現状、令和 4 年を実績、令和 9 年を目標とし、1 として「遊休農地の解消について」、2 として「担い手への集積・集約化について」、3 として「新規参入の促進について」、以上の 3 点について目標値を設定しております。

全体の内容については、2 月の定例総会時に委員の皆様へ資料を配布させていただき、ご確認をいただいているかと思いますが、委員さんからいただいたご意見等を踏まえ、一部内容を追記して作成させていただきました。

それでは、目標値についての説明をさせていただきます。

資料の 3 ページ「1. 遊休農地の解消について」(1) 遊休農地の解消目標【5ha】についてですが、令和 4 年 4 月現在の遊休農地の面積が 17ha となっており、5ha を解消目標として、遊休農地面積は 12ha と設定いたしました。

前回の平成 29 年の指針においては、遊休農地面積 13ha すべてを解消目標としていましたが、実際にここまでの遊休農地の推移などから、過大な目標とならないように 5ha の解消とし、遊休農地の割合を 3.4%まで減少させることを目標といたしました。

次に、「2. 担い手への農地利用の集積・集約化について」(1) 担い手への農地利用集積目標【140ha】についてですが、令和 4 年 4 月現在の集積面積は 105ha でございまして、管内農地面積の 30%となっており、今回の目標値については 10%の上昇を目標として 40%の 140ha とさせて頂きました。

次に、4 ページの「3. 新規参入の促進について」(1) 新規参入促進目標【3経営体】についてですが、過去 5 年間の新規就農者については 7 経営体を確保し、認定新規就農者についても 3 経営体の確保をいたしました。現在の認定新規就農者は 1 名のみとなっており、その方も今後は新規就農者ではなく認定農業者へ移行することから、認定新規就農者がいなくなる見込みとなっております。

現在、新規就農相談を受けている方もおりますが、認定新規就農者を含め、新規参入をしていただける経営体を 3 経営体として目標設定をいたしました。

以上の 3 項目を目標として指針を作成させていただいたところです。

本指針の改定日は本日 3 月 27 日とし、改定後は、指針の目標にそって、最適化活動を進めていただくこととなります。

以上、説明とさせていただきます。

## ◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。



ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、鳩山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、鳩山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定についての資料番号2は議案の通り決定いたしました。

---

[日程第6、専決処分の報告について]

◎金子会長

日程第6、専決処分の報告1件を議題といたします。

報告資料番号1の農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局の報告をお願いいたします。

◎書記

ご報告いたします。

報告1、農地法第18条第6項の規定による合意解約について。

令和5年3月10日受理。

報告資料番号1、大字竹本[ ]、地目、田、面積、1,171 m<sup>2</sup>。譲受人[ ]。譲渡人[ ]。

事由：合意解約。

◎金子会長

この件につきましては、専決処分の報告ですのでご了承願います。

---

[閉会の宣告] 午後2時53分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。


よって、今定例総会は閉会することに決定されました。


お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに  
署名・捺印する。

令和5年4月25日

会長 金子茂雄 

職務代理 恩田政行 

委員 石井利幸 

委員 小鷹隆石 